

よくあるご質問

令和2年12月18日

更新 令和2年12月21日

更新 令和2年12月23日

【協力金について】

(申請について)

Q 1. 申請書類はどこにありますか？

A. 岐阜県公式ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、県事務所の振興防災課（総合庁舎内）のほか、対象地域の市町村役場において、所定の窓口にて備えています。

Q 2. オンラインでの申請は可能ですか？

A. オンラインでの申請は受け付けていません。

Q 3. 協力金はなるべく早く申請しないと無くなってしまいうのですか？

A. いいえ、そのようなことはありません。令和3年1月26日（火）までに対象店舗の運営者の方が申請書を提出いただければ協力金の支給対象となります。期限内の提出をお願いします。

Q 4. 「協力金（第2弾）支給申請書（様式1）」の「所在地」欄について、個人事業主の場合は事業所と自宅のどちらを記載すればよいですか？

A. 事業所の所在地を記載してください。なお、（様式1）の「1 申請者」欄には、自宅住所を記載してください。

Q 5. 申請期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？

A. 遡っての申請は一切受付しません。

Q 6. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

A. 本人確認ができませんので受け付けられません。

Q 7. 誓約書は自作のものでもよいですか？

A. いいえ。必ず様式4をご利用ください。

(添付書類について)

Q 8. 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいか？

A. 口座名義、支店名と口座番号が記載されているページの写しをコピーいただき、提出してください。

○営業実態が確認できる資料

Q 9. 確定申告書の写しはどのようなものですか？

A. 個人事業主の場合は、直近の確定申告書（第一表、第二表）、法人の場合は、直近の法人税申告書（別表一）の写しを提出してください。いずれも、税務署受付印（税理士等の証明印でも可）または電子申告の受信通知のある直近のものを提出願います。

なお、e-Tax で提出した場合は、受信通知の写し及び申告通知の写しを提出してください。

※確定申告書の写しをご提出いただく際は、マイナンバー記載欄を黒塗りした上でご提出ください。

Q 10. 法人設立後決算期や申告時期を迎えておらず、まだ確定申告書の作成がない場合はどうすればよいですか？

A. 税務署へ提出した法人設立届、開業届出書の写しをご提出ください。なお、その場合も直近の経理帳簿の写しをご提出ください。

Q 1 1. 直近の経理帳簿はどこまで提出する必要がありますか？

A. 令和2年10月1日以降の経理帳簿の写しをご提出ください。

Q 1 2. 直近の経理帳簿とは具体的に何ですか？

A. 例えば、月次の売上帳簿や現金出納帳など営業活動を行っていることが客観的に分かる書類の写しが考えられます。
なお、最終的には、個々の事業者の営業実態を確認した上で、判断させていただきます。

Q 1 3. 営業許可証の写しは必要ですか？

A. 必ず提出をお願いします。対象施設の運営にあたり、業種に係る営業に必要な許可等をすべて取得していることがわかる書類（写しで可）を提出してください。
（例）飲食店営業許可 等

Q 1 4. 本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出してよいですか？

A. マイナンバーカード（個人番号カード）をご提出いただく場合は、表面（写真が入っている面）のみコピーしてご提出ください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは不要です。

Q 1 5. 協力金（第2弾）で提出が求められている書類と、前回協力金を申請した際に提出した書類で同一のものがある。確定申告書の写し等、前回提出済のものについては、今回提出しなくてよいですか？

A. 迅速に審査を行う観点から、前回提出済の書類についても、再度ご提出ください。

○時短等の状況がわかる書類

Q 16. 時短等していることを第三者が分かる書類とは？

A. 今回の休業要請（※）に応じて、全面的に時短等したことがわかる自社ホームページ画面の写し、店頭で休業等を明示して掲示されている告知チラシやその掲示を撮影した外観写真、などが考えられます。

事業者等の名称や状況（営業時間の変更）がわかるよう工夫してください。

複数の店舗分をまとめて申請する場合は、それぞれの店舗毎に時短を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。

なお、確認できる資料が数種類ある場合は審査がスムーズに進むよう、複数の資料提出をお願いします。

（※）休業要請の期間とその対象市町村は、次のとおりです。

【休業要請の期間】令和2年12月18日（金）～令和3年1月11日（月・祝）

【対象市町村】32市町村（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、関市、美濃加茂市、可児市、坂祝町、川辺町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市、飛騨市）

【休業要請の期間】令和2年12月25日（金）～令和3年1月11日（月・祝）

【対象市町村】10市町村（揖斐川町、池田町、大野町、美濃市、郡上市、富加町、七宗町、高山市、下呂市、白川村）

Q 17. チェックリスト中の「様式3の写真以外に営業時間短縮休業等の状況が分かる書類」とは何ですか？

A. WEB サイトの写し、店頭で休業等を明示して掲示されている告知チラシ等の写しなどの他、情報誌の掲載ページの写しやSNS ページの写しが考えられます。様式3の写真だけでは営業時間短縮休業等の状況が確認できない場合は、必ず提出してください。

なお、写真のみ確認ができる場合でも、チェックリストの□にはチェックを入れた上で、余白に「他になし」と記載してください。

(その他)

Q 18. 追加で提出を求められる書類とは何ですか？

- A. 審査の段階で営業実態や休業の状況が不明瞭な場合は、別途資料の提出を求めています。
なお、期限までに提出を求めた書類の提出がない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不支給として決定させていただきます。
また、申請書類は返却いたしません。

Q 19. 協力金の支給を受けた場合、課税対象になりますか？

- A. 協力金については、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。
ただし、協力金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合等、税の負担が生じないこともあります。

Q 20. 申請書の提出はどのような方法がありますか？

- A. 郵送でのみ受付をしています。簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法をお願いします。
また、送料は申請者側でご負担いただきます。
なお、料金不足の場合は、受付せず返送します。その結果、再申請が受付期限に間に合わなかった場合は、受付できませんので、ご注意ください。

(令和2年12月25日からの追加要請について)

Q 21. 12月18日から時短要請が行われた市町村と、12月25日から時短要請が行われた市町村の双方で店舗を運営している。申請書はどのように記載すればよいのか？

- A. 12月18日からの時短要請と12月25日からの時短要請は、申請書が異なりますので、それぞれ作成してください。
なお、12月18日からの時短要請と12月25日からの時短要請の双方について申請書を提出する場合でも、同一封筒にまとめて提出してください。

Q 2 2. (Q 2 1に関して) 1 2 月 1 8 日からの時短要請分の申請書は、すでに簡易書留で提出済である。1 2 月 2 5 日からの時短要請分の申請書のみを追加で提出すればよいか？それとも、1 2 月 2 5 日からの時短要請分の申請書の提出と併せ、再度 1 2 月 1 8 日からの時短要請分の申請書を提出する必要があるか？

A. 1 2 月 1 8 日からの時短要請分の申請書を既に提出済の場合は、1 2 月 2 5 日からの時短要請分のみ新たに作成して提出してください。

Q 2 3. (Q 2 1に関して) 確定申告書の写しや通帳の写しなど、提出が求められている書類の中には重複するものがあるが、1 2 月 1 8 日からの時短要請分の申請書と 1 2 月 2 5 日からの時短要請分の申請書の双方に添付する必要があるか？

A. 1 2 月 1 8 日からの時短要請分の申請書と 1 2 月 2 5 日からの時短要請の申請書に重複する書類であっても、それぞれに添付して提出してください。

Q 2 4. 1 2 月 2 5 日からの時短要請が行われた市町村で店舗を運営しているが、1 2 月 1 8 日から休業を行っていた。1 0 0 万円給付してもらえないか。

A. 1 2 月 2 5 日からの時短要請を行った市町村に所在する店舗は、一律 7 2 万円の支給となります。